

医療費控除の申告 問合せが多い内容をクローズアップ

Q. 医療費控除とは何ですか？

本人や生計を共にする配偶者、そのほかの親族のために前年中に支払った医療費がある場合は、医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。



計算式

$$\left[\begin{array}{l} \text{前年中に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで補てん} \\ \text{された金額} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{10万円または} \\ \text{前年中所得合計額の5\%の} \\ \text{いずれか少ない方の額} \end{array} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高 200万円)}$$

【所得200万円超の人】医療費10万円を超えた部分が対象

【所得200万円以下の人】医療費が10万円を下回っても、所得の5%を超えた部分が対象

【収入なしの人】控除を追加しても節税効果はありません

医療費控除は支払った医療費が戻ってくる制度ではありません。もともと住民税が発生しない人は医療費控除の申告は必要ありません。

① 医療費通知の「自己負担額」の合計額を記入

令和4年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

② ①のうち、その年中に支払った金額を領収書などで確認し、合計額を記入

住所 邑楽町大字中野2570番地1 氏名 邑楽太郎

医療費通知に記載された事項
医療費通知(*)を添付する場合、右記の①～③を記入します。
医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の8項目が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた病名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

① 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	② ①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ ④のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
98,580 円	85,400 円	20,000 円

(注) 医療費通知には前年支払分(医療費が記載されている場合があります)の記載はありません。



③ 保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など)で補てんされた金額があれば記入

2 医療費(上記1以外)の明細
「領収書」枚ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) ④のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
邑楽太郎	▲▲病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,400 円	
邑楽二郎	■■薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,400 円	
邑楽花子	○○薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	500 円	
邑楽花子	□□病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	32,300 円	10,000 円

医療費通知に記載がない分の医療費をここに記入
《注意》医療を受けた人と医療機関ごとに記入してください。

Q & A よくある質問と回答

Q 入院して40万円を支払いましたが、生命保険会社から15万円の給付金がありました。医療費控除はどのように申告すればよいですか。

A 支払った40万円から補てん金15万円を差し引いた25万円を医療費と考えて申告します。

Q 12月に支払った医療費の給付金が、翌年3月に振込まれる予定です。

A 補てん金がある場合は、申告の時点で未収のものであっても見込額を差引きます。

Q 昨年中は休職していて収入はありませんでした。手術で20万円支払ったので医療費控除申告をすれば、お金は返ってきますか。

A 医療費控除は所得税と住民税の負担を軽減する制度なので、収入なしでもともと所得税を払っていない人は還付金はありません。

Q 年金所得者です。年金から所得税は引かれていないので、医療費控除をしてもメリットはないですか。

A すでに支払った所得税がない場合、還付金はありません。しかし、住民税の所得割が課税される人は医療費控除を申告することで税額を下げるすることができます。



【Close Up】令和4年分

問合せ先 役場税務課 ☎47-5011

館林税務署 ☎72-4373

税の申告

館林税務署では、申告会場が役場の申告受付よりも早く開設されるため、2月1日から申告手続きができます。自宅からスマートフォン(以下、スマホ)やパソコンを利用したe-Tax申告もとても便利です。役場での申告受付は2月16日からの予定。詳細は広報おうら2月号でお知らせします。



確定申告が始まります 税務署は2月1日から

【館林税務署会場】

- ▶ 期 日 2月1日(水)～3月15日(水)(土・日曜日、祝日除く)
- ▶ 受付時間 午前8時30分～午後4時(相談開始は9時から)
- ▶ 申告会場 館林税務署3階会議室

【イオンモール太田会場】

- ▶ 期 日 2月16日(水)～3月15日(水)(土・日曜日、祝日除く)
- ▶ 受付時間 午前10時～午後3時
- ▶ 申告会場 イオンモール太田2階イオンホール
- ▶ 注意事項 譲渡所得(土地・建物)や贈与税の相談は館林税務署へ

【申告会場での注意事項】

入場整理券が必要

入場には当日配布、または国税庁LINE公式アカウントで事前に取得した入場整理券が必要です。



申告はスマホで

スマホを持っている人は確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成します。

感染症対策

会場へはマスク着用、少人数で来場してください。咳や発熱などの症状がある人は入場できない場合があります。

自宅で確定申告 e-Taxが便利!



確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカード読取対応のスマホまたはパソコンでICカードリーダーライターを利用すれば、e-Taxで24時間申告書を提出できます。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット!

<p>税務署への持参</p> <p>不要</p>	<p>印刷・郵送代</p> <p>不要</p>	<p>添付書類</p> <p>不要*</p> <p>※一部の書類は除きます</p>
<p>確定申告期間の利用可能時間</p> <p>24時間*いつでも</p> <p>※メンテナンス時間を除きます</p>	<p>還付金</p> <p>早期還付</p>	<p>3週間程度で還付!</p> <p>書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付</p>

令和4年分から e-Taxの新たなメリット

- マイナポータル連携で利用できる自動入力の対象が拡大(医療費の情報、公的年金などの源泉徴収票、国民年金保険料)
- 申告のときに必要なマイナンバーカードの読み取り回数が1回に(過去にマイナンバーカード方式で申告をした人が対象)
- 青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面で可能に



●書類作成方法を動画でチェック



動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナー



マイナポータル連携

《操作などに関する問合せ先》
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901(平日のみ)